

記者発表資料
平成29年7月31日
(担当) 経済局地域産業支援課
杉田、高橋
(内線) 729-3560
(直通) 214-1002

全国初となる国家戦略特区に基づく 一般社団法人等支援保証融資制度の運用を開始いたします

一般社団法人や一般財団法人は中小企業信用保険法における信用保証の対象外となっており、仙台市中小企業融資制度[※]においても取り扱いをすることができませんでした。

本市は、国家戦略特区において「女性活躍・社会起業の改革拠点」として指定されており、各種規制改革の取り組みを進めていて、このたび、社会課題の解決に取り組む一般社団法人等の資金調達の円滑化を支援するために、国家戦略特区の規制改革を活用し、宮城県信用保証協会との連携のもと、全国初となる融資制度の運用を開始いたします。

- 1 制度名 仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証融資制度
- 2 運用開始日 8月1日(火)
- 3 対象者 社会課題の解決を図る事業を実施する一般社団法人・一般財団法人で市長の認定を受けた方
- 4 限度額 5千万円(運転資金および設備資金として)
- 5 融資期間 10年以内(措置期間1年以内)
- 6 融資利率 年1.0パーセント
- 7 融資の流れ
 - (1) 市へ事業計画の認定申請
 - (2) 市が事業計画を認定
 - (3) 金融機関へ融資申し込み
 - (4) 金融機関による審査
 - (5) 融資実行
- 8 融資申込先 本市融資制度取扱金融機関 等
(北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、仙南信用金庫、古川信用組合、あすか信用金庫、商工組合中央金庫仙台支店 等)

※仙台市中小企業融資制度

中小企業の方が経営上必要とする資金の円滑な調達を支援するため、金融機関、宮城県信用保証協会および仙台市の三者により運用している融資制度